岡山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業に要する費 用の額の算定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則(平成 29年市規則第12号。以下「実施規則」という。)第13条の規定に基づき、本市が 実施する第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額の算定に関し、必要な事 項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護保険法施行令(平成10年12月24日政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針」という。)、実施規則、岡山市指定第1号訪問事業の内容、実施方法、基準等を定める規則(平成29年市規則第14号。以下「第1号訪問基準規則」という。)及び岡山市指定第1号通所事業の内容、実施方法、基準等を定める規則(平成29年岡山市規則第15号。以下「第1号通所基準規則」という。)で使用する用語の例による。

(費用の額の算定に関する基準)

- 第3条 第1号訪問事業及び第1号通所事業に要する費用の額は、次の各号に掲げるサービスの種類に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 介護予防訪問サービス 別表第1に規定する1単位の単価に別表第2に規定する単位数を乗じて得た額
 - (2) 介護予防通所サービス 別表第1に規定する1単位の単価に別表第3に規定する単位数を乗じて得た額
 - (3) 生活支援訪問サービス 別表第1に規定する1単位の単価に別表第4に規定する単位数を乗じて得た額

(4) 生活支援通所サービス 別表第1に規定する1単位の単価に別表第5に規定する単位数を乗じて得た額

(第1号事業支給費算定に係る体制等に関する届出)

- 第4条 指定事業者は、第1号事業支給費算定に係る体制等を市長に届け出なければならない。
 - 2 前項の規定は、第1号事業支給費算定に係る体制等に関する事項を変更する場合について準用する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。ただし、令和3年9月30日までの間は、別表第2の介護予防訪問サービス費 (I) から (III) まで及び別表第3の介護予防通所サービス費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。この単位数の計算を行う場合、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行うが、小数点以下の端数処理の結果、上乗せされる単位数が1単位に満たない場合は、1単位に切り上げて算定する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

附則

この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

2 令和7年3月31日までの間は、別表第2第1項注3、別表第3第1項注5、別表第4第1項注6及び別表第5第1項注8の規定は、適用しない。ただし、指定介護予防通所サービス事業所及び指定生活支援通所サービス事業所については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

別表第1 (第3条第1項関係)

サービスの種類	1単位の単価(単位:円)
介護予防訪問サービス及び生活支援訪問サービス	10.21
介護予防通所サービス及び生活支援通所サービス	10.14

別表第2(第3条関係)

介護予防訪問サービス単位数表

- 1 介護予防訪問サービス(1月につき)
 - (1) 介護予防訪問サービス費(I) 1, 176単位
 - (2) 介護予防訪問サービス費(Ⅱ) 2,349単位
 - (3) 介護予防訪問サービス費(Ⅲ) 3,727単位
 - 注1 利用者に対して,訪問介護員等が,介護予防サービス計画等に位置付けられた 指定介護予防訪問サービスを行った場合に,次に掲げる者に対するサービス内容や 予定回数に応じ,それぞれ上記の所定単位数を算定する。
 - ア 介護予防訪問サービス費(I) 1週に1回程度のサービスが必要とされた者
 - イ 介護予防訪問サービス費(Ⅱ) 1週に2回程度のサービスが必要とされた者
 - ウ 介護予防訪問サービス費(Ⅲ) イに掲げる回数の程度を超えるサービスが必要 とされた者(要支援2である者に限る。)

- 注2 第1号訪問基準規則第39条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者 虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算する。
- 注3 第1号訪問基準規則第31条の2に規定する基準を満たさない場合は,業務継続計画未策定減算として,所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注4 指定介護予防訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接 する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問サービス事業所と同一の建物(以下こ の注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定介護予防訪 間サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居 住する建物に居住する利用者を除く。)又は指定介護予防訪問サービス事業所にお ける1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物 等を除く。)に居住する利用者に対して,指定介護予防訪問サービスを行った場合 は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定介護予防訪問サ ービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住す る建物に居住する利用者に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1 回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に 厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準 告示」という。)第129号の8に該当する指定介護予防訪問サービス事業所が、 同一敷地内建物等に居住する利用者(指定介護予防訪問サービス事業所における1 月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者 を除く。) に対して、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、所定単位数の1 00分の88に相当する単位数を算定する。
- 注 5 利用者が指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は,介護予防訪問サービス費は,算定しない。
- 注6 利用者が一の指定介護予防訪問サービス事業所において指定介護予防訪問サービスを受けている間は、当該指定介護予防訪問サービス事業所以外の指定介護予防

訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に、介護予防訪問サービス費は、算定しない。

- 注7 利用者が指定生活支援訪問サービス事業所において,指定生活支援訪問サービスを受けている間は,指定介護予防訪問サービス事業所が指定介護予防訪問サービスを行った場合に,介護予防訪問サービス費は,算定しない。
- 注8 生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月の介護 予防訪問サービス費は、算定しない。
- 2 初回加算 200単位
 - 注 指定介護予防訪問サービス事業所において,新規に介護予防訪問サービス計画を 作成した利用者に対して,サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定介護予防 訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを行った場合又は 当該指定介護予防訪問サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回 の指定介護予防訪問サービスを行った日の属する月に指定介護予防訪問サービスを 行った際にサービス提供責任者が同行した場合は,1月につき所定単位数を加算す る。
- 3 生活機能向上連携加算
 - (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
 - (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位
 - 注1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この注及び注2において「医師等」という。)の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成し、当該計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師等が、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問サービス計画を作成した場合であって、当該医師等と連携し、当該計画に基づく指定介護予防訪問サービスを行ったときは、初回の当該指定介護予防訪問サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

4 口腔連携強化加算 50単位

注 大臣基準告示第129号の9に適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問サービス事業所の従業者が,口腔の健康状態の評価を実施した場合において,利用者の同意を得て,歯科医療機関及び担当職員(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)第2条第1項に規定する担当職員をいう。)、介護支援専門員(同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。)又は第一号介護予防支援事業(法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業をいう。)に従事する者に対し,当該評価の結果の情報提供を行ったときは,1月に1回に限り所定単位数を加算する。

5 特別地域訪問サービス加算

注 厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)で定める地域(以下「特別地域」という。)に所在する指定介護予防訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合は、特別地域訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 6 中山間地域等における小規模事業所加算
 - 注 厚生労働大臣が定める地域(平成21年厚生労働省告示第83号)で定める地域 (以下「中山間地域等」という。)に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人 以下の指定介護予防訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該 地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事 務所の訪問介護員等が指定介護予防訪問サービスを行った場合、1月につき所定単 位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
 - 注 指定介護予防訪問サービス事業所の訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 8 介護職員処遇改善加算
 - 注 大臣基準告示第130号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問サービス事業所が,利用者に対し,指定介護予防訪問サービスを行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,令和6年5月31日までの間,次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) 第1項から第7項までにより算定した単位数の1 000分の137に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第7項までにより算定した単位数の1 000分の100に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第1項から第7項までにより算定した単位数の1 000分の55に相当する単位数
- 9 介護職員等特定処遇改善加算
 - 注 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(Ⅲ)までのいずれかを算

定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)又は(II)を算定していることを要件とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 第1項から第7項までにより算定した 単位数の100分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第7項までにより算定した 単位数の100分の42に相当する単位数
- 10 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 大臣基準告示第131号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の 改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長 に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防訪問サービス事業 所が、利用者に対し、指定介護予防訪問サービスを行った場合は、第1項から第7 項までにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数を所定単位数に 加算する。
- 11 前各項において定めるもののほか、運用に当たっては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)の運用のために発出された介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)その他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用する。この場合において、「介護予防訪問介護」とあるものは「介護予防訪問サービス」と、「介護予防サービス計画」とあるものは「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画」と読み替えるものとする。

なお、介護職員等特定処遇改善加算については、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労働省告示第72号)及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月

19日老認発0319第3号)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱によるものとする。 別表第3(第3条関係)

介護予防通所サービス単位数表

- 1 介護予防通所サービス費(1月につき)
 - (1) 事業対象者·要支援1 1,798単位
 - (2) 要支援 2 3,621 単位
 - 注1 利用者に対して、介護予防サービス計画等に位置付けられた指定介護予防通所 サービスを行った場合に、利用者の要支援状態区分又は事業対象者の特定の有無に 応じて、それぞれ上記の所定単位数を算定する。
 - 注2 運営規程に定められている利用定員を超えている場合は、第1項第1号又は第 2号に規定する介護予防通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得 た単位数を用いて、所定単位数を算定する。
 - 注3 指定介護予防通所サービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が第1号通所 基準規則第5条に定める員数を置いていない場合は、1(1)又は(2)に規定する介護 予防通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、 所定単位数を算定する。
 - 注4 第1号通所基準規則第38条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者 虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算する。
 - 注5 第1号通所基準規則第28条の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
 - 注 6 利用者が介護予防短期入所生活介護,介護予防短期入所療養介護若しくは介護 予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予 防認知症対応型共同生活介護を受けている間は,介護予防通所サービス費は,算定 しない。
 - 注7 利用者が一の指定介護予防通所サービス事業所において指定介護予防通所サービスを受けている間は、当該指定介護予防通所サービス事業所以外の指定介護予防

通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に,介護予防通所サービス費は,算定しない。

- 注8 利用者が指定生活支援通所サービス事業所において,指定生活支援通所サービスを受けている間は,指定介護予防通所サービス事業所が指定介護予防通所サービスを行った場合に,介護予防通所サービス費は,算定しない。
- 2 指定介護予防通所サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定介護予防通所サービス事業所と同一建物から当該指定介護予防通所サービス事業所に通う者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。
 - (1) 事業対象者・要支援1 376単位
 - (2) 要支援 2 752 単位
- 3 利用者に対して、その居宅と指定介護予防通所サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位(第1項第1号に規定する所定単位数を算定している場合は1月につき376単位を、第1項第2号に規定する所定単位数を算定している場合は1月につき752単位を限度とする。)を所定単位数から減算する。ただし、前項を算定している場合は、この限りでない。
- 4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
 - 注 介護予防通所サービス事業所の介護予防通所サービス従業者が、中山間地域等に 居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、介護予防通所サー ビスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所 定単位数に加算する。
- 5 生活機能向上グループ活動加算 100単位
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グル

- ープ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。 ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上 加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
- (1) 生活相談員,看護職員,介護職員,機能訓練指導員(理学療法士,作業療法士, 言語聴覚士,言語聴覚士,看護職員,柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の 資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し,機能訓練指導 に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。)その他指定介護予防通所 サービス事業所の介護予防通所サービス従業者が共同して,利用者ごとに生活機 能の向上の目標を設定した介護予防通所サービス計画を作成していること。
- (2) 介護予防通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に 資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、そ の項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、 利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供さ れていること。
- (3) 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。
- 6 若年性認知症利用者受入加算 240単位
 - 注 受け入れた若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成10年政令第412号) 第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。 以下同じ。)ごとに個別の担当者を定めているものとして,市長に対し,老健局長が 定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所において,若年性認 知症利用者に対して指定介護予防通所サービスを行った場合は,1月につき所定単位 数を加算する。
- 7 栄養アセスメント加算 50単位
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所において,利用者に対して,管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を

把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所 定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供 加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了し た日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の 者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその 結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に市長が定める基準のいずれにも該当しない指定介護予防通所サービス事業所であること。

8 栄養改善加算 200単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
 - (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
 - (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、 生活相談員その他の職種の者(以下この注において「管理栄養士等」という。) が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画 を作成していること。
 - (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、

管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 平成30年改正告示による改正前の大臣基準告示第108号の規定により準用 する通所介護費等算定方法第15号の基準に該当しない指定第1号通所事業通所 介護事業所であること。

9 口腔機能向上加算

- 注 大臣基準告示第132号に規定する基準に適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行い,かつ,口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して,当該利用者の口腔機能の向上を目的として,個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって,利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 口腔機能向上加算(I) 150単位
 - (2) □腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位
- 10 一体的サービス提供加算 480単位
 - 注 大臣基準告示第133号に規定する基準に適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が,利用者に対し,栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に,1月につき所定単位数を加算する。ただし,栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は,算定しない。

11 サービス提供体制強化加算

注 大臣基準告示第135号に規定する基準に適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が利用者に対し指定介護予防通所サービスを

行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算(I)
 - ア 事業対象者・要支援1 88単位
 - イ 要支援2 176単位
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)
 - ア 事業対象者・要支援1 72単位
 - イ 要支援2 144単位
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)
 - ア 事業対象者・要支援1 24単位
 - イ 要支援2 48単位
- 12 生活機能向上連携加算
 - 注 大臣基準告示第15号の2に規定する基準に適合しているものとして,電子情報 処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を 行った指定介護予防通所サービス事業所において,外部との連携により,利用者の 身体の状況等の評価を行い,かつ,個別機能訓練計画を作成した場合には,当該基準に掲げる区分に従い,(1)については,利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として,1月につき,(2)については 1月につき,次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし,次に掲げるいず れかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位
 - (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位
- 13 口腔・栄養スクリーニング加算
 - 注 大臣基準告示第132号の2に規定する基準に適合する指定介護予防通所サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる

いずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を 算定している場合にあっては算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位

14 科学的介護推進体制加算 40単位

- 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が,利用者に対し指定介護予防通所サービスを行った場合は,1月につき所定単位数を加算する。
 - (1) 利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値をいう。),栄養状態,口腔機能,認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)の状況 その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を,厚生労働省に提出していること。
 - (2) 必要に応じて介護予防通所サービス計画を見直すなど、指定介護予防通所サービスの提供に当たって、(1)に規定する情報その他指定介護予防通所サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

15 介護職員処遇改善加算

- 注 大臣基準告示第136号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が,利用者に対し,指定介護予防通所サービスを行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,令和6年5月31日までの間,次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) 第1項から第14項までにより算定した単位数の 1000分の59に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第14項までにより算定した単位数の

- 1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第1項から第14項までにより算定した単位数の 1000分の23に相当する単位数
- 16 介護職員等特定処遇改善加算
 - 注 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算 (I) 又は (Ⅱ) を算定していることを要件とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 第1項から第14項までにより算定した 単位数の100分の12に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第14項までにより算定した 単位数の1000分の10に相当する単位数
- 17 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 大臣基準告示第138号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定介護予防通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防通所サービスを行った場合は、第1項から第14項までにより算定した単位数の100分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 18 前各項において定めるもののほか,運用に当たっては,介護保険法施行規則第14 0条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15 日厚生労働省告示第72号)の運用のために発出された介護保険法施行規則第140条 の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留 意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)並びにその他厚生労働省 から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用する。この場合に おいて,「介護予防通所介護」とあるものは「介護予防通所サービス」と,「介護予防 サービス計画」とあるものは「介護予防サービス計画又は第一号介護予防支援事業によ

る支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画」と読み替えるものとする。 なお、介護職員等特定処遇改善加算については、介護保険法施行規則第140条の6 3の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15日厚生労 働省告示第72号)及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定 する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月 19日老認発0319第3号)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱によるものとする。 別表第4(第3条関係)

生活支援訪問サービス単位数表

- 1 生活支援訪問サービス費 (1月につき)
 - (1) 生活支援訪問サービス費(I) 862単位
 - (2) 生活支援訪問サービス費(Ⅱ) 1,721単位
 - (3) 生活支援訪問サービス費(Ⅲ) 2,722単位
 - 注1 利用者に対して、生活支援訪問介護員等が、介護予防サービス計画等に位置付けられた指定生活支援訪問サービスを行った場合に、次に掲げる者に対するサービス内容や予定回数に応じ、それぞれ上記の所定単位数を算定する。
 - ア 生活支援訪問サービス費(I) 1週に1回程度のサービスが必要とされた者
 - イ 生活支援訪問サービス費(Ⅱ) 1週に2回程度のサービスが必要とされた者
 - ウ 生活支援訪問サービス費(Ⅲ) イに掲げる回数の程度を超えるサービスが必要とされた者(要支援2である者に限る。)
 - 注2 生活支援訪問サービスは、1回60分以内でのサービス提供を標準とする。ただし、ここに示す提供時間以外でのサービス提供を妨げるものではない。
 - 注3 生活支援訪問介護員等が提供するサービスは,訪問介護におけるサービス行為 ごとの区分等について(平成12年3月17日付老計第10号)に規定する生活援 助の範囲に限る。
 - 注4 指定生活支援訪問サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活支援訪問サービス事業所と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者又は指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住す

る建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する利用者に対して,指定生活支援訪問サービスを行った場合は,所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し,指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して,指定生活支援訪問サービスを行った場合は,1回につき所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし,大臣基準告示第129号の8に該当する指定生活支援訪問サービス事業所が,同一敷地内建物等に居住する利用者(指定生活支援訪問サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。)に対して,指定生活支援訪問サービスを行った場合は,所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

- 注5 第1号訪問基準規則第39条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者 虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算する。
- 注6 第1号訪問基準規則第31条の2に規定する基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護者しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活支援訪問サービス費は、算定しない。
- 注8 利用者が一の指定生活支援訪問サービス事業所において指定生活支援訪問サービスを受けている間は、当該指定生活支援訪問サービス事業所以外の指定生活支援 訪問サービス事業所が指定生活支援訪問サービスを行った場合に、生活支援訪問サービス費は、算定しない。
- 注9 指定居宅介護事業者(岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び 運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第81号。以下「指定障害福 祉サービス基準条例」という。)第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をい う。)及び重度訪問介護(障害者総合支援法第5条第3項に規定する重度訪問介護 をいう。)に係る指定障害福祉サービス(障害者総合支援法第29条第1項に規定

する指定障害福祉サービスをいう。)の事業を行う者が、市長の指定を受けて、共 生型生活支援訪問サービス(第1号訪問基準規則第2条第2項第3号に規定する共 生型生活支援訪問サービスをいう。)を行った場合は、サービス内容や予定回数に 応じ、1の所定単位数を算定する。

2 特別地域訪問サービス加算

注 特別地域に所在する指定生活支援訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の生活支援訪問介護員等が生活支援訪問サービスを行った場合は、特別地域訪問サービス加算として、1月につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

3 中山間地域等における小規模事業所加算

注 中山間地域等に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下の指定生活支援 訪問サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の生活支援訪問 介護員等が指定生活支援訪問サービスを行った場合、1月につき所定単位数の10 0分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

注 指定生活支援訪問サービス事業所の生活支援訪問介護員等が、中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を超えて、指定生活支援訪問サービスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 初回加算 200単位

注 指定生活支援訪問サービス事業所において、新規に生活支援訪問サービス計画を 作成した利用者に対して、訪問事業責任者が初回若しくは初回の指定生活支援訪問 サービスを行った日の属する月に指定生活支援訪問サービスを行った場合又は当該 生活支援訪問サービス事業所のその他の生活支援訪問介護員等が初回若しくは初回 の指定生活支援訪問サービスを行った日の属する月に指定生活支援訪問サービスを 行った際に訪問事業責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 6 上級資格責任者配置加算
 - 注 第1号訪問基準規則第5条第4項に規定するサービス提供責任者の要件を満たす者を訪問事業責任者として配置していることを,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援訪問サービス事業所において指定生活支援訪問サービスを行った場合は,1月につき次に掲げる単位数を加算する。
 - (1) 上級資格責任者配置加算(I) 86単位 介護予防サービス計画等において1 週に1回程度の指定生活支援訪問サービスを提供した場合
 - (2) 上級資格責任者配置加算(Ⅱ) 171単位 介護予防サービス計画等において 1週に2回程度の指定生活支援訪問サービスを提供した場合
 - (3) 上級資格責任者配置加算(Ⅲ) 271単位 介護予防サービス計画等において (2)に掲げる回数の程度を超える指定生活支援訪問サービスを提供した場合
- 7 サービス提供資格評価加算 10単位
 - 注 指定生活支援訪問サービス事業所において,第1号訪問基準規則第5条第1項に 規定する訪問介護員等の要件を満たす者を生活支援訪問介護員等として配置してい る指定生活支援訪問サービス事業所において当該生活支援訪問介護員等が指定生活 支援訪問サービスを行った場合は,1回につき所定単位数を加算する。
- 8 介護職員処遇改善加算
 - 注 大臣基準告示第130号に規定する基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援訪問サービス事業所が,利用者に対し,指定生活支援訪問サービスを行った場合は,当該基準に掲げる区分に従い,令和6年5月31日までの間,1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし,次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては,次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員処遇改善加算(I) 第1項から第4項までにより算定した単位数の1 000分の137に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第4項までにより算定した単位数の1

- 000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第1項から第4項までにより算定した単位数の1 000分の55に相当する単位数
- 9 介護職員等特定処遇改善加算
 - 注1 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを 算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併 設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算(I)又は(II)を算定している ことを要件とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合におい ては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 第1項から第4項までにより算定した 単位数の100分の63に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第4項までにより算定した 単位数の100分の42に相当する単位数
 - 注2 なお,介護職員等特定処遇改善加算については,介護保険法施行規則第140 条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月1 5日厚生労働省告示第72号)及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1 項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。
- 10 介護職員等ベースアップ等支援加算
 - 注 大臣基準告示第131号の2に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の 改善等を実施しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長 に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援訪問サービス事業 所が,利用者に対し,指定生活支援訪問サービスを行った場合は,第1項から第4 項までにより算定した単位数の100分の24に相当する単位数を所定単位数に 加算する。
- 11 前各項において定めるもののほか、運用に当たっては、介護保険法施行規則第14 0条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15

日厚生労働省告示第72号)の運用のために発出された介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)その他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を準用する。

別表第5(第3条関係)

生活支援通所サービス単位数表

- 1 生活支援通所サービス費(1月につき)
 - (1) 週1回程度の計画の場合 743単位
 - (2) 週2回程度の計画の場合 1,519単位
 - 注1 利用者に対して、介護予防サービス計画等に位置付けられた指定生活支援通所 サービスを行った場合に、計画されたサービス内容や予定回数に応じ、それぞれ上 記の所定単位数を算定する。
 - 注2 生活支援通所サービスは、1回2時間以上4時間未満での実施とする。
 - 注3 (1)の単位数を算定できる利用者は、事業対象者及び要支援1,2の利用者とする。
 - 注4 (2)の単位数を算定できる利用者は、要支援2であるもの及び短期集中サービス 実施加算算定対象者に限る。
 - 注5 第1号通所基準規則第27条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合は第1項第1号又は第2号に規定する生活支援通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、所定単位数を算定する。
 - 注 6 指定生活支援通所サービス事業所の介護職員の員数が第1号通所基準規則第7 条に定める員数を置いていない場合は、第1項第1号又は第2号に規定する生活支 援通所サービス費の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、所 定単位数を算定する。
 - 注7 第1号通所基準規則第38条の2に規定する基準を満たさない場合は、高齢者 虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を 所定単位数から減算する。

- 注8 第1号通所基準規則第28条の2に規定する基準を満たさない場合は,業務継続計画未策定減算として,所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。
- 注9 利用者が介護予防短期入所生活介護,介護予防短期入所療養介護若しくは介護 予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予 防認知症対応型共同生活介護を受けている間は,生活支援通所サービス費は,算定 しない。
- 注10 利用者が一の指定生活支援通所サービス事業所において指定生活支援通所サービスを受けている間は、当該指定生活支援通所サービス事業所以外の指定生活支援通所型サービス事業所が指定生活支援通所サービスを行った場合に、生活支援通所サービス費は、算定しない。
- 注11 共生型生活支援通所サービスの事業を行う指定生活介護事業者(指定障害福 祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。),指 定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項 に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。),指定自立訓練(生活訓練) 事業者(指定障害福祉サービス基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練 (生活訓練)事業者をいう。),指定児童発達支援事業者(岡山市指定通所支援の 事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年市条例第7 9号。以下この注において「指定通所支援基準条例」という。) 第5条第1項に規 定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児(児童福祉法(昭 和22年法律第164号)第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)を通 わせる事業所において指定児童発達支援(指定通所支援基準条例第4条に規定する 指定児童発達支援をいう。)を提供する事業者を除く。)又は指定放課後等デイサ ービス事業者(指定通所支援基準条例第72条第1項に規定する指定放課後等デイ サービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放 課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第71条に規定する指定放課後等デイ サービスをいう。)を提供する事業者を除く。)が、当該事業を行う事業所におい て共生型生活支援通所サービス(第1号通所基準規則第2条第2項第3号に規定す

る共生型生活支援通所サービスをいう。)を行った場合についても、計画されたサービス内容や予定回数に応じ、1 (1) 又は(2) の所定単位数を算定する。

- 2 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
 - 注 生活支援通所サービス事業所の生活支援通所サービス従業者が、中山間地域等に 居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、生活支援通所サー ビスを行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所 定単位数に加算する。
- 3 若年性認知症利用者受入加算 240単位/月
 - 注 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った生活支援通所サービス事業所において,若年性認知症利用者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者等となった者をいう。以下同じ。)に対して生活支援通所サービスを行った場合は,1月につき所定単位数を加算する。
- 4 生活機能向上活動加算 100単位
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。
 - (1) 管理者,運動指導員(別に市長が資格要件を示す生活支援通所サービス従業者をいう。以下同じ。),介護職員,その他指定生活支援通所サービス事業所の生活支援通所サービス従業者が共同して,利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した生活支援通所サービス計画を作成していること。
 - (2) 生活支援通所サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に 資するよう複数の種類の生活機能向上活動サービスの項目を準備し、その項目の 選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者 の心身の状況に応じた生活機能向上活動サービスが適切に提供されていること。

- (3) 利用者に対し、生活機能向上活動サービスを1週につき1回以上行っていること。
- (4) 有資格管理者配置加算又は機能回復支援加算を算定していること。
- (5) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。
- 5 機能回復支援加算 40単位
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行い,かつ,市長が示す運動プログラム等(以下この注において「運動プログラム等」という。)を実施し,指定生活支援通所サービスを行った場合は,1月につき所定単位数を加算する。ただし,運動指導員が管理者を兼務し,有資格管理者配置加算を算定している場合は算定しない。
 - (1) 運動指導員を1人以上配置し、運動指導員又は運動指導員の指示を受けた職員 が運動プログラム等を実施していること。
 - (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。
 - (3) 運動プログラム等の実施については、可能な限り居宅での実施に努め、その実施状況を確認すること。
- 6 有資格管理者配置評価加算
 - (1) 有資格管理者配置評価加算(I) 73単位 (週1回程度利用の事業対象者・要支援1・2に限る)
 - (2) 有資格管理者配置評価加算(Ⅱ) 150単位

(週2回程度利用の要支援2及び短期集中サービス実施加算算定対象者に限る)

- 注 第1号通所基準規則第6条第2項に規定する者を管理者として配置していることを,電子情報処理組織を使用する方法により,市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援通所サービス事業所において指定生活支援通所サービスを行った場合は1月につき所定単位数を加算する。ただし,次に掲げる要件に該当している場合は算定しない。
 - (1) 管理者が運動指導員を兼務し、機能回復支援加算を算定している場合。
 - (2) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当している場合。

- 7 送迎加算 40单位
 - 注 利用者の心身の状態,家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる 利用者に対して,その居宅と指定生活支援通所サービス事業所との間の送迎を車輛 により行った場合は、片道につき所定単位数を加算する。
- 8 営業体制整備評価加算
 - (1) 営業体制整備評価加算(I) 73単位

(週1回程度利用の事業対象者・要支援1・2に限る)

(2) 営業体制整備評価加算(Ⅱ) 150単位

(週2回程度利用の要支援2及び短期集中サービス実施加算算定対象者に限る)

- 注 次の各号のいずれかに該当するとして,電子情報処理組織を使用する方法により, 市長に対し,老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援通所サービス 事業所において指定生活支援通所サービスを行った場合は,1月につき所定単位数 を加算する。
 - (1) 営業日(第1号通所基準規則第25条第3号の営業日をいう。) が週5日以上 であること。
 - (2) サービス提供及びサービス提供に必要な送迎等に要する時間が1週当たり32時間以上であること。
 - (3) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。
- 9 サービス提供体制強化加算
 - (1) サービス提供体制加算(I) 24単位(週1回程度利用の事業対象者・要支援1・2に限る)
 - (2) サービス提供体制加算(Ⅱ) 48単位

(週2回程度利用の要支援2及び短期集中サービス実施加算算定対象者に限る)

- 注 次に掲げる基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援通所サービス事業所が利用者に対し指定生活支援通所サービスを行った場合は、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。
 - (1) 指定生活支援通所サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年

数3年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

- (2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- 10 短期集中サービス実施加算 1,550単位
 - 注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の運動器、栄養状態及び口腔機能の向上・改善に資すると認められるものを行った場合には、3月間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、短期集中サービスの開始から3月ごとの利用者の運動器、栄養状態及び口腔機能の評価の結果、短期集中サービスを引き続き行うことが必要と認められる者については、更に3月間、引き続き算定することができる(加算算定対象期間は最長6月とする。)。

なお、本加算の算定対象者は、要支援2、要支援1及び事業対象者で、介護保険及 び介護予防・日常生活支援総合事業の利用実績がない者とし、週2回のサービス実施 を必須とする。

- (1) 専ら運動指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、健康運動指導士、健康運動実践指導者、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。)を、当該事業所の従業者として又は外部との連携により1名以上配置していること。
- (2) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (3) 理学療法士又は作業療法士が利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの運動器機能向上計画を作成していること。
- (4) 理学療法士又は作業療法士が利用者の居宅を訪問し、住環境や自宅における利用者の動作を把握・評価した上で、運動器機能向上計画を作成していること。居宅訪問の結果、住環境に対して助言が必要な場合は、適宜助言を行うこと。

- (5) 上記(3), (4)のアセスメントについては、初回のみ理学療法士又は作業療法士による実施を必須とするが、それ以降は経験のある介護職員その他の職種の者による 実施も可能とする。
- (6) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員、介護職員、その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (7) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、介護職員その他の職種の者(以下、「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (8) 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い,理学療法士等,介護職員,その他の職種の者が,運動器機能向上サービスを週2回行っているとともに,利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- (9) 利用開始後、3月の実施期間のうち1回以上利用者の居宅を訪問し、在宅でのI ADL向上のための機能訓練を実施していること。
- (10) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い,言語聴覚士,歯科衛生士又は看護職員が,口腔機能向上サービスを月1回以上行っているとともに,利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (11) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が、栄養改善サービスを月1回以上行っているとともに、利用者の栄養 状態を定期的に記録していること。
- (12) 利用者ごとの運動器機能向上計画,口腔機能改善管理指導計画,栄養ケア計画の 進捗状況を定期的に評価していること。
- (13)(12)の評価の結果を踏まえ、必要な助言や指導を行っていること。また、その内容について記録していること。
- (14) 利用者を担当する介護支援専門員と連携し、地域資源に関する情報を収集し、地域での生活のイメージを計画に反映していること。
- (15) 運動器の機能・口腔機能・栄養状態の維持・改善に関するセルフケアプログラムを作成していること。

- (16) セルフケアプログラムの実施状況を定期的に把握するとともに,利用者の状態に 応じ適宜プログラム内容を変更すること。
- (17) セルフケアプログラムについて,加算終了後も継続実施できるよう指導していること。
- (18) 本加算の算定期間中は、当該利用者について、機能回復支援加算、生活機能向上活動加算を算定していないこと。
- (19) 定員超過利用又は人員基準欠如に該当していないこと。
- (20) 高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未策定減算を算定していないこと。

11 自立支援評価加算

- 注1 算定に当たっては、短期集中サービス終了時点で、利用者の状態が維持・改善されたと判断できた場合に、サービス終了月に1回のみ、次に掲げる区分に従い算定を可能とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 自立支援評価加算(I) 6,780単位

(短期集中サービス終了後に介護予防通所サービス,生活支援通所サービス,介 護予防通所リハビリテーション,介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規 模多機能型居宅介護を利用していない場合)

(2) 自立支援評価加算(Ⅱ) 1,550単位

(短期集中サービス終了後に介護予防通所サービス,介護予防通所リハビリテーション,介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護を利用していない場合)

- 注2 なお、本加算の第1号事業支給費の支給割合については、実施規則第15条第3 項ただし書きのとおりとする。
- 注3 また、本加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

12 介護職員処遇改善加算

注 大臣基準告示第136号に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している ものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定 める様式による届出を行った指定生活支援通所サービス事業所が、利用者に対し、 指定生活支援通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和 6 年 5 月 3 1 日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に 掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は 算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) 第1項から第2項までにより算定した単位数の1 000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第2項までにより算定した単位数の1 000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 第1項から第2項までにより算定した単位数の1 000分の23に相当する単位数

13 介護職員等特定処遇改善加算

- 注1 算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを 算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併 設の指定介護予防通所サービス事業所においてサービス提供体制強化加算(I)又 は(II)を算定していることを要件とする。ただし、次に掲げるいずれかの加算を 算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
 - (1) 介護職員等特定処遇改善加算(I) 第1項から第2項までにより算定した単位数の100分の12に相当する単位数
 - (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1項から第2項までにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数
- 注2 なお,介護職員等特定処遇改善加算については,介護保険法施行規則第140 条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月1 5日厚生労働省告示第72号)及び介護保険法施行規則第140条の63の2第1 項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)の介護職員等特定処遇改善加算の取扱に準ずるものとする。

14 介護職員等ベースアップ等支援加算

- 注 大臣基準告示第138号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定生活支援通所サービス事業所が、利用者に対し、指定生
 - 活支援通所サービスを行った場合は、第1項から第2項までにより算定した単位数 の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 15 前各項において定めるもののほか,運用に当たっては,介護保険法施行規則第14 0条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年3月15 日厚生労働省告示第72号)の運用のために発出された介護保険法施行規則第140条 の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留 意事項について(令和3年3月19日老認発0319第3号)その他厚生労働省から発 出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を準用する。